

## 申請に対する処分

処分名	国民健康保険標準負担額減額認定
根拠法令	国民健康保険法施行規則第26条の3
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課 （笠利）

### 1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険の被保険者全員が住民税非課税である世帯の世帯主

申請の方法

「標準負担額減額認定申請書」を提出する。また、入院期間が90日を超える場合は、領収証等の入院期間を証明する書類、低所得の認定を受けようとする場合は前年度の収入額を証明する書類をそれぞれ添付する。なお、公簿等により収入額を確認することができるときは、当該書類を省略できる。

認定の要件

国民健康保険の被保険者全員が住民税非課税の場合

（長期該当：入院期間が90日を超える場合）

### 2 標準処理時間

1日から7日までの間